

国費事務取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県出納局処務規程（昭和36年訓令甲第30号）別表第3（第7条関係）の6及び7の事務に関し、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第140条の規定に基づき会計管理者が行う国の歳入の徴収、歳出の支出及び支出負担行為の確認に関する事務並びに国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第6条の規定に基づき会計管理者が行う国の債権の管理に関する事務の取扱について定めることを目的とする。

(代行機関及びその事務の範囲)

第2条 会計管理者の事務の一部を処理する予算決算及び会計令第139条の3に定める代行機関（以下、「代行機関」という。）及びその処理する事務の範囲は、別表1のとおりとする。

(会計管理者の事務の代決)

第3条 会計管理者の決裁を受けるべき事務について、会計管理者が不在であるときは、出納局長がその事務を代決することができる。

2 前項の場合において、出納局長が不在であるときは、会計課長がその事務を代決することができる。

3 前項の場合において、会計課長が不在であるときは、会計課長補佐がその事務を代決することができる。この場合において、会計課長補佐が2人以上あるときは、代決の順位は出納局長があらかじめ指定した順位による。

(代行機関の事務の代決)

第4条 出納局長が代行機関として処理する事務について、出納局長が不在であるときは、会計課長がその事務を代決することができる。

2 会計課長が代行機関として処理する事務について、会計課長が不在であるときは、会計課長補佐が代決することができる。この場合において、会計課長補佐が2人以上あるときは、代決の順位は出納局長があらかじめ指定した順位による。

3 会計課長補佐が代行機関として処理する事務について、あらかじめ会計課長が指定するものについては、担当班長が代決することができる。

付則

この要項は、平成18年1月4日から施行する。

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年1月15日から施行する。

別表 1

法定受託事務の代行機関及び事務の範囲

R6.1

所(主)管	会計名	歳入徴収官			官署支出官			
		代行機関			代行機関			
		出納局長	会計課長	会計課 課長補佐	出納局長	会計課長	会計課 課長補佐	会計課 審査班長
内閣府	一般会計 東日本大震災復興特別会計	5000万円以上 1億円未満	1000万円以上 5000万円未満	1000万円未 満	(※内閣府の東日本大震災復興特別会計は法定受託 していない)			
総務省	一般会計							
内閣府・総務省及び財 務省(総務省)	交付税及び譲与税配 付金特別会計							
文部科学省	一般会計 東日本大震災復興特別会計							
厚生労働省	一般会計 東日本大震災復興特別会計 年金特別会計							
農林水産省	一般会計							
国土交通省	一般会計 東日本大震災復興特別会計							
環境省	一般会計 東日本大震災復興特別会計							
防衛省	一般会計							
内閣府及び厚生労働省 (内閣府)	年金特別会計							
財務省	交付税及び譲与税配 付金特別会計	(※財務省は法定受託していない)						
内閣府、文部科学省、 経済産業省及び環境省 (環境省)	エネルギー対策特別 会計							


 法定受託していない